

○財務省告示第二百二十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年六月八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第二十 九回、第二百十回及び第二百十 二回）及び利付国庫債券（三十 年）（第六回、第七回、第八回、 第九回、第十回、第十三回、第 十五回、第十七回、第十八回、 第十九回、第二十回、第二十一 回、第二十二回、第二十三回、 第二十五回、第三十一回及び第三 十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち		







（（利 第三付 三十年 三）回 券）	（（利 第三付 三十年 一）回 券）	（（利 第三付 三十年 回） 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 二）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 回） 券）	（（利 第三付 十年 回） 券）	（（利 第三付 十年 回） 券）	（（利 第三付 十年 回） 券）	（（利 第三付 十年 回） 券）
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %
日年平 九成 月五 十二	日年平 九成 月五 十一	日年平 三成 月五 十一	九平 月成 二五 十日 年	十年平 日十 成二 四月 十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	十年平 日十 成二 四月 二十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十 成二 四月 二十六	日年平 六成 月四 二十六
百 九 億 円	七 十 五 億 円	円百 二十 億	円二 百九 十億	八 十 五 億 円	四 十 五 億 円	六 十 四 億 円	億二 百三 十六	四 億 円	十 八 億 円	八 十 五 億 円	円百 二十七 億	億四 百三 十九

